

令和4年第22回公安委員会会議録

日 時	9月22日（木曜日） 自午後 1時30分 至午後 5時00分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 高木委員 宮尾委員 廣塚委員 甲斐委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞6件、意見の聴取14件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の主な取組状況（令和3年度）

警務部長から取組状況について説明が行われた。
別添資料参照（資料1、資料1-2）

【委員からの質問等】

- 委員から、「男性の育休の取得率を増やしていくということも一つの目標であるが、もう一つ、育休の取得日数も増やすように努力してもらいたい。」旨の意見があった。
- 委員から、「取組状況として色々な取組が並べられているが、取組計画に掲げている目標値に掛かる数値だけでなく、ほかの取組についても数値で示せるものがあれば、数値で示してもらいたい。」旨の意見があった。
- 委員から、「熊本県警察基盤強化委員会では、ワークライフバランス等の推進の進捗状況の検証をどのように実施しているのか」旨の質問や、「公安委員会の役割としては、県警全体、本部や各所属でPDCAがきちんと回ってワークライフバランス等が推進されているのかを確認したいと考えている。」旨の意見があった。

2 熊本県警察街頭防犯カメラシステムの運用状況（令和4年2月～8月）について

(1) 運用件数（令和4年2月1日～令和4年8月31日）

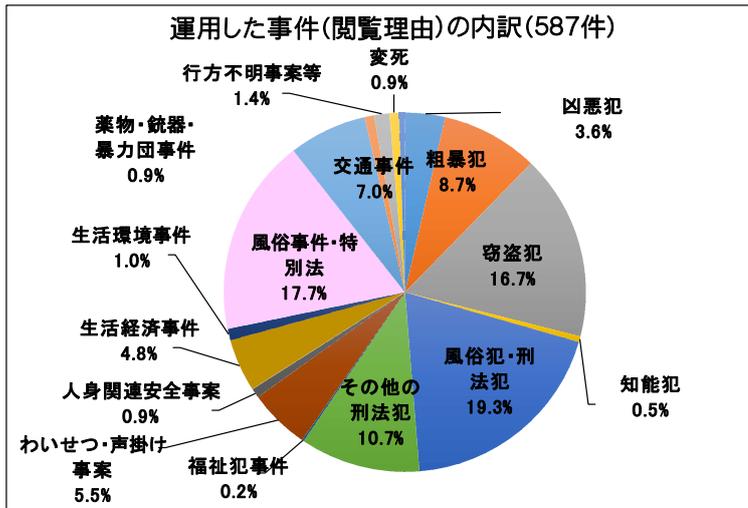
	閲覧件数	うち複製件数
合計	587	93
通学路見守りカメラ (令和4年2月1日～8月31日)	37	5
ネットワークカメラ (令和4年3月1日～8月31日)	550	88

※ 通学路見守りカメラは玉名市・荒尾市に設置、ネットワークカメラは熊本市中心繁華街等に設置

※ 閲覧件数は過去映像やライブ映像を確認した件数

※ 複製件数は映像データを外部記録媒体等にダウンロードし、捜査資料等として利用した件数

(2) 運用事件の内訳



(3) 設置した地区における治安情勢

		刑法犯認知件数			わいせつ・声かけ事案認知件数		
		R4.2~8	R3.2~8	増減	R4.2~8	R3.2~8	増減
ネットワークカメラ	熊本市城東小校区	109件	127件	-18件	28件	30件	-2件
通学路見守りカメラ	玉名市築山小校区	10件	21件	-11件	2件	2件	0件
	荒尾市荒尾第一小校区	14件	18件	-4件	3件	2件	1件
	荒尾市万田小校区	21件	19件	2件	3件	4件	-1件
	荒尾市中央小校区	8件	2件	6件	2件	2件	0件
	荒尾市緑ヶ丘小校区	20件	36件	-16件	0件	0件	0件

【委員からの質問等】

- 委員から、「福岡県と熊本県では、防犯カメラの設置台数はどの位違うのか。」旨の質問があり、警察側から「警察独自に設置している防犯カメラというのは、県によって特別大きな差はないが、都市部であれば民間の店舗や商店街、町内会等が設置している防犯カメラが多く、都市部が多い福岡県の方が防犯カメラも多い。」旨の説明があった。
- 委員から、「通学路の安全安心の確保にはとても効果があると感じた。あまり店舗がないような地域への防犯カメラの設置も検討してもらいたい。」旨の意見があり、警察側から「警察設置の防犯カメラとなると財政的な問題もあることから、各種補助金の紹介や活用、自治体へ設置の働き掛けを進めたい。」旨の説明があった。
- 委員から、「DXくまもと創生会議の中のワーキンググループで、防災情報の官民共有化ということを検討している。防犯カメラについても、官民で映像を共有してそれを活用する仕組みや、映像を提供してもらえようようなネットワークを作れば、捜査がスピーディーになったり、また、ネットワークがあること自体が防犯対策になるのではないか。」旨の意見があった。

3 玉名郡長洲町大字折崎における強盗致傷等事件の検挙について
刑事部長から事件検挙について説明が行われた。

【委員からの質問等】

- 委員から、「早期の解決で本当に良かった。多くの警察官が昼夜を問わず頑張られたんだと思う。ニュースでも、近所の方の『安心しました。やっとこれで寝れるようになります。』という話があった。ありがとうございました。」旨

の意見があった。

- 第3 報告・決裁等
- 1 被留置者の自殺防止対策についての報告
留置管理課長から報告が行われた。
- 2 警察協力功労者感謝状贈呈式についての報告
首席監察官から報告が行われた。
- 3 熊本県暴力団排除条例違反に伴う勧告についての決裁
組織犯罪対策課暴力対策官から説明があり、決裁が行われた。
- 4 ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況についての報告
人身安全対策課長から報告が行われた。
- 5 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則等についての決裁
交通企画課課長補佐及び交通指導課課長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- 6 「110番映像通報システム」の施行運用の開始について
通信指令課長が説明を行った。
- 7 令和4年第20回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 8 審査請求（R4.No.3）審理手続き終結等の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 審査請求（R4.No.3）審理経過調書作成の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 10 審査請求（R4.No.3）裁決書の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 11 意見・要望等（R4.No.25）受理の報告・決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画

趣 旨

働き方改革の推進等を通じた職員一人一人の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を図ることにより、女性活躍の推進と全ての職員がやりがいを持って働き続けられる職場環境づくりに取り組むもの

第1 取組の位置付け

次世代育成支援対策推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

特定事業主行動計画の策定を義務化

旧計画について、必要な見直しを行い、本計画を策定

第2 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日まで

第3 推進体制

熊本県警察基盤強化委員会において、本計画の推進を図るとともに、進捗状況の検証等を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第4 数値目標

項 目		目 標
年休及び夏季休暇の取得日数	年休	合わせて20日以上
	夏季休暇	
男性職員の育休等の取得日数	出産補助休暇	合わせて6日以上
	育児参加休暇	
	育児休業	30%以上
全警察官に占める女性警察官の割合		12%以上（R8.4.1時点）

第5 ワークライフバランス等の推進のための取組

① 働 き 方 改 革 の 推 進

- 職員の意識改革
- 業務の合理化・効率化の推進
- 時間外勤務の削減
- 働く時間と場所の柔軟化
- 休暇の取得促進と質の向上
- 人事評価への反映
- ハラスメント防止対策の推進

② 子育てや介護をしながら活躍するための職場づくり

- 自立支援制度の利用促進
- 男性職員の家庭生活への関わりの促進
- 妊娠中及び出産後における配慮

③ 女性職員が活躍するための職場づくり

- 女性警察官の増員
- 女性職員のキャリア形成支援
- 女性職員が働きやすい職場づくり

④ 次代の社会を担う子供の育成を支援する取組

- 安心して子供を育てられる安全な環境の整備
- 子供と触れ合う機会の充実

「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の主な取組状況（令和3年度）

数値目標

- 年次有給休暇及び夏季休暇を合わせた職員一人当たりの平均取得日数20日以上（令和3年中）
- 対象となる男性職員の出産補助休暇及び育児参加休暇を合わせた平均取得日数6日以上及び育児休業の取得率30%以上（令和8年3月31日までに）
- 全警察官に占める女性警察官の割合12%以上（令和8年4月1日までに）

1 働き方改革の推進

(1) 職員の意識改革

ワークライフバランスの推進のための教養動画を配信

(2) 業務の合理化・効率化の推進

- 警察本部の庶務係の集約化による合理的な組織体制を構築
- 当直時間帯における警察本部代表電話への音声ガイダンスを導入

(3) 時間外勤務の削減

- 時間外勤務状況の定期的なフィードバックによる職員の意識改革を推進
- 職員ごとの時間外勤務及び休暇取得状況の見える化を推進
- 窓口業務の受付時間短縮等、時間外勤務を前提とした勤務形態の見直し

(4) 働く時間と場所の柔軟化

- 時差出勤勤務制度を運用
- リモートワーク用ノートパソコンを導入
- オンライン会議、教養チャンネルを活用

(5) 休暇の取得促進と質の向上

休暇取得状況の定期的なフィードバックによる職員の意識改革を推進

★年次有給休暇及び夏季休暇の取得状況（職員一人当たり平均取得日数）

項目	目標	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年次有給休暇	合わせて	11.1日	11.7日	11.3日	12.1日	12.0日
夏季休暇	20日以上	4.78日	4.88日	4.93日	4.98日	4.97日

(6) 人事評価への反映

ワークライフバランスの推進に資する職員提案に対して表彰を実施

(7) ハラスメント防止対策の推進

- ハラスメント防止等に係る教養を実施
- 匿名性の高い電子相談システムを活用し、相談しやすい環境を整備

2 子育てや介護をしながら活躍するための職場づくり

(1) 両立支援制度の利用促進

- 統合OA端末起動時のログオン・メッセージを活用し、両立支援制度を周知
- 育児又は介護を行う職員に対する早出遅出勤の運用

(2) 男性職員の家庭生活への関わり促進

配偶者の妊娠の申出をした男性職員に対し、幹部職員による育児休業等両立支援制度に関する個別の周知及びこれらの取得意向の確認を制度化

★男性職員の育児休業等取得状況

項目	目標	令和2年度中	令和3年度中
男性職員の育児等の取得日数	出産補助休暇	合わせて2.0日	2.0日
	育児参加休暇	6日以上	1.0日
	育児休業	30%以上	0.5%

(3) 妊娠中及び出産後における配慮

育児休業から復帰する職員に対する研修を実施

3 女性職員が活躍するための職場づくり

(1) 女性警察官の増員

計画的な採用により女性警察官の割合を増加

★全警察官に占める女性警察官の割合（各年度4月1日時点）

目標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12%以上	7.8%	8.3%	8.9%	9.4%	9.8%

※ 割合の求め方 = 女性警察官数 ÷ (条例定数 + 女性育児休業者数)

(2) 女性職員のキャリア形成支援

女性職員（両立支援制度対象職員）を対象とした「キャリア形成ポスト」を運用し、専務での勤務意欲・昇任意欲を有する両立支援対象職員のキャリア形成を支援

(3) 女性職員が働きやすい職場づくり

- ワークライフバランス推進主任を公募し、警察本部に配置
- 警察施設における女性用施設を整備